

H22 公的資金補償金免除繰上償還について

1. 趣旨

臨時特例措置として平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金の繰上償還(補償金免除)を行ったが、現下の厳しい地方財政状況等を鑑み平成22年度から更に3年間延長(1兆11,400億円規模)されることとなった。

当市においては、普通会計・農業集落排水事業会計・水道事業会計が承認された。

2. 概要

資金	旧資金運用部資金	旧簡保生命保険資金	旧公営企業金融公庫資金
対象地方債	5%以上の金利の地方債 (平成4年5月末以前借入)	5%以上の金利の地方債 (平成4年5月末以前借入)	5%以上の金利の地方債 (平成5年8月末以前借入)
規模	6,200億円以内	2,000億円以内	3,200億円以内
時期	H23.3=6.3%以上 H24.3=6.0%以上 H25.3=5.0%以上	H23.3=6.5%以上 H24.3=6.0%以上 H24.9=5.0%以上	H23.3=6.0%以上 H23.9=5.5%以上 H24.9=5.0%以上

3. 対象団体 (旧資金運用部と旧簡保は、財政力指数が1.0以上の団体は対象としない。)(H22=0.869)

普通会計債(合併団体)	
金利5%以上	実質公債費比率が15%以上の団体(H22=14.4) 将来負担比率が全国平均の1.0倍以上の団体(H22=95.1)
金利6%以上	経常収支85%以上か財政力指数0.5以下 経常収支80%以上か財政力指数0.55以下
金利7%以上	経常収支75%以上か財政力指数0.6以下

公営企業債は、将来負担比率が基準77.4%以上か、各資本費が基準以上で、将来負担比率でクリアー

4. 条件 - 以下の「条件」を満たし、法律に基づいて行うことが要件 -

1. 抜本的な行政改革・事業見直しを数値目標に置き換えて実行すること(職員数、行政管理経費、徴収率等)、特に地域手当についてはその見直しの内容と時期を明示
2. 繰上償還対象事業と他の事業との明確な勘定分離ないし経理区分が行われ、他の事業に対する財政融資資金が繰上償還対象事業に流用されないことが確認されること
3. 財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた新規の計画が策定・実施されること。
4. 財政状況の厳しい団体について、補償金を免除した繰上償還と併せて抜本的な行政改革が行われることにより、早期の財政健全化が図られること。承認された計画は市民や議会等への公表が義務付けられている。

5. 今回の特例措置

1. 前回計画を延長する形で改定するが、「やむを得ない事情」の範囲で当初計画と重複する期間の目標値の修正が可能(臨財債、減収補てん債、簡保・公庫繰上償還時期の変更、資本費平準化債、国補助制度改革等)
2. 延長期間が2年以下の場合は改善効果額を考慮する期間が少ないことから特別加算できる
3. 公営企業の延長においても、2年以下の場合は上記と同じ措置をとれるが、それでも補償金免除額に足りない場合は普通会計の効果額の余剰分を上乗せできる。